

(公的年金)：企業での「ねんきん定期便」活用法(4)～ 記録の確認

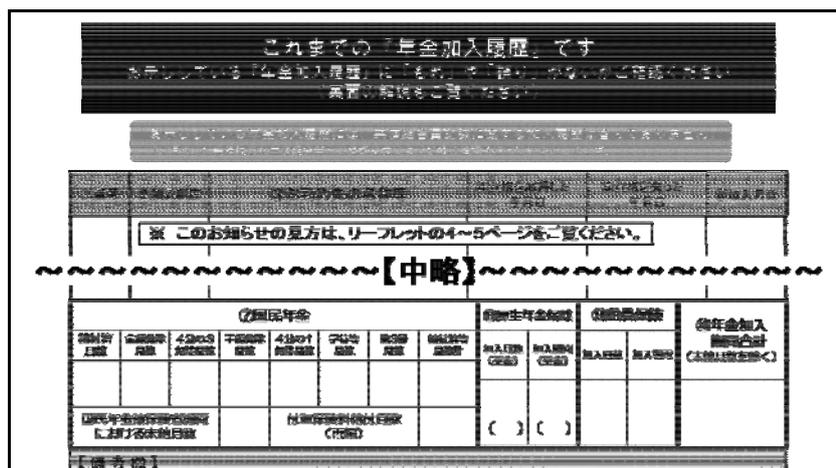
「ねんきん定期便」では、年金見込額のほか、これまでの加入記録を確認できる。中でも月別の状況は、2009年度の全加入者と2010年度以降の35歳、45歳、58歳到達者にしか全加入期間分が送られないので、2009年度分の保管は重要である。また、来年度以降も、毎年のお知らせを各人がしっかり確認する必要がある。

「ねんきん定期便」(以下、定期便という)に同封される加入記録には、「年金加入履歴」と「月別の納付状況」(「国民年金保険料の月別の納付状況」と「厚生年金の標準報酬と保険料納付額の月別の状況」)の2種類がある。

このうち「年金加入履歴」は、過去の加入制度や勤務先、それに対応する加入期間(開始日と終了日)や加入月数を記載したもので、2003年度から58歳到達者向けに送付された「年金加入記録のお知らせ」や、2007年12月から2008年10月にかけて送付された「ねんきん特別便」と同じ内容である。図表1のとおり、「年金加入履歴」には制度や勤務先ごとに加入期間が記載されており、加入者はこの記載内容に加入期間の漏れや誤りがないかを確認することになる。

1つ注意したいのは、公務員などの共済組合と旧社会保険庁との情報連携が不十分なため、共済組合への加入期間に相当する箇所に「空いている期間があります」と記載される場合がある点である。同じメッセージは未加入期間に対しても記載されるため、一見しただけでは記録漏れかと疑ってしまう可能性がある。情報連携は順次進められているようだが、早期の統合を期待したい。

図表1：「年金加入履歴」の様式



国民年金							厚生年金		国民年金		年金加入 期間合計 (本欄は空白)
納付額 上欄	標準報酬 下欄	45歳到達 時	58歳到達 時	45歳到達 時	58歳到達 時	納付額 上欄	標準報酬 下欄	加入期間 (年)	加入期間 (年)	加入期間 (年)	
								()	()		

加入履歴に関する資料のうち、定期便から新たに追加されたのが、図表2と3に示した「月別の納付状況」である。このうち国民年金については、2005年に開始された「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」のハガキに当年の納付分が記載されていた。しかし、厚生年金に関する月別の情報は、1年間に国民年金と厚生年金の両方の加入期間が混在している場合を除いて、これまで提供されてこなかった。

厚生年金では、企業が保険料の給与天引きや異動手続きの事務を行っているために、厚生年金の記録に対する従業員の関心が低い可能性がある。しかし、厚生年金基金の代行返上の際に基金のデータと社会保険庁のデータとが突合できない事象が多く見られたり、悪質な事業主が保険料負担を軽減するために標準報酬を過少申告するケースが指摘されており、厚生年金でも記録の確認は重要といえよう。当連載の第2回目でも述べたように、標準報酬は将来の年金額を左右する要素であるため、その確認は加入期間と同様に重要である。特別便で加入期間の漏れや誤りがなかった場合でも、定期便で標準報酬の水準が大幅に相違していないかを確認しておく必要がある。

これらの月別状況は、2009年度の全加入者と2010年度以降の35歳、45歳、58歳到達者には全加入期間分が送られるが、それ以外の加入者には直近1年分しか送付されない。年金記録問題では、国民が加入記録管理を年金の受給手続きの時まで政府に任せっきりのが一因との指摘があった。今後は、加入者自身にも、1年毎にきちんと確認する姿勢が求められるだろう。

図表2: 「国民年金保険料の納付状況」の様式

これまでの国民年金保険料の納付状況です お示している納付状況に「誤り」がないかご確認ください (裏面の見方をご覧ください)																	
年度	納付済月数等の内訳				未納	月別納付状況											
	納付	免除	学生納付特例等	計		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ 昭和51年以前の国民年金保険料納付状況の一部については、年度単位で管理しているものがあり、各月毎の納付状況が確認できない場合があります。その場合の月別納付状況欄は「***」が表示されます。																	
~~~~~ 【中略】 ~~~~~																	

図表3: 「厚生年金保険の月別状況」の様式

厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です お示している金額が当時の実際の報酬と大幅に相違していないかご確認ください (裏面の解説もご覧ください)																
年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
※ ブランク(空白)の月については、厚生年金保険に加入していない月となりますが、国民年金または共済組合等に加入している月の場合も、同様にブランク(空白)で表示されていますので、『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。																
	標準報酬 標準賞与 納付額															
	標準報酬															
~~~~~ 【中略】 ~~~~~																
※ 旧3公社共済組合(JR、JT、NTT)及び農林共済組合の統合日以前の保険料納付額は、ハイフン(-)で表示されます。																

企業としては、このような通知が従業員に送付されることを理解した上で、加入期間や保険料納付状況の照会に対応できるような準備が必要となろう。また、毎月の送付対象となる従業員に、定期便が届いたら年金見込額や加入記録を確認するよう、促してはどうだろうか。さらに一歩進んだ対応としては、定期便の送付対象者への退職金や企業年金の加入記録や見込額、試算ツールの提供が考えられる。定期便の送付をきっかけに、退職まで時間がある従業員に対しても、各自の老後の生活や老後に向けた準備に具体的に關心を持ってもらうよう、工夫してはどうだろうか。

(中嶋 邦夫)